

館林市空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、館林市内の空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため実施する館林市空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次のいずれにも該当する館林市内に存する一戸建ての住宅（店舗併用住宅を含む。）をいう。

ア 登録希望申請時に居住その他の使用がされていないこと（近く利用しなくなる住宅を含む。）。

イ 建築後、一度も居住その他の使用がされていない分譲等を目的とした建築物でないこと。

ウ 賃貸借を目的として建築されたものでないこと。

エ 主として不動産業を営む者が所有するものでないこと。

オ 老朽化が著しいものでないこと。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 相談協力事業者 館林市空家等及び空地の利活用の促進に関する基本協定書に基づき連携事業（空家等及び空地に関する相談事業）に登録した業者をいう。

(4) 空き家情報登録制度 空き家の所有者等及び相談協力事業者から提供を受けた当該空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報登録制度によらない空き家の取引を妨げるものではない。

(登録希望者の申込み等)

第4条 空き家情報登録制度に空き家に関する情報登録をしようとする所有者等にあつては館林市空き家情報登録申込書(別記様式第1号)を、相談協力事業者にあつては館林市空き家情報登録申込書(別記様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、その内容を確認し、必要に応じ現地調査を行い、登録の可否を決定し、当該所有者等及び相談協力事業者に館林市空き家情報登録決定(不決定)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、館林市空き家情報登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。

(登録希望者の要件)

第5条 前条の空き家台帳に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 個人又は相談協力事業者

(登録事項の変更の届出)

第6条 第4条の規定により登録をした所有者等及び相談協力事業者(以下「情報登録者」という。)は、その登録した事項に変更があつたときは、所有者等にあつては館林市空き家情報登録事項変更届出書(別記様式第3号)を、相談協力事業者にあつては館林市空き家情報登録事項変更届出書(別記様式第3号の2)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、空き家情報登録制度に登録された空き家が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 登録後、2年を経過したとき。
- (2) 館林市空き家台帳情報登録抹消届出書(別記様式第4号)の提出があつたとき。
- (3) 当該空き家に係る所有権に異動があつたとき。

- (4) 申込み内容に偽りが判明したとき。
- (5) その他市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項第2号から第5号までの規定により当該登録を抹消したときは、館林市空き家情報台帳登録抹消通知書（別記様式第5号）により当該情報登録者に通知するものとする。

（利用希望者の申込み等）

第8条 空き家情報登録制度に登録された空き家を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、館林市空き家利用希望者登録申込書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、登録の可否を決定し、当該利用希望者に館林市空き家利用希望者登録決定（不決定）通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の登録を決定したときは、館林市空き家利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

（利用希望者の登録の要件）

第9条 前条の利用希望者台帳に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家を利用しようとする者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第10条 利用希望者は、当該登録事項に変更があったときは、館林市空き家利用希望者登録事項変更届出書（別記様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第11条 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録後、2年を経過したとき。
- (2) 館林市空き家利用希望者台帳登録抹消届出書（別記様式第9号）の提出があったと

き。

- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 第8条第1項の規定による申込内容に虚偽があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項第2号から第6号までの規定により当該登録を抹消したときは、館林市空き家利用希望者台帳登録抹消通知書（別記様式第10号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（情報の公開）

第12条 空き家台帳に登録された情報は、情報登録者の同意を得て、次の方法で一般公開する。

- (1) 館林市ホームページ等による公開。ただし、当該ホームページでの詳細情報の公開を希望しない情報登録者の物件についてはこの限りでない。
- (2) 窓口での公開

（交渉等）

第13条 市長は、空き家に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決し、市は責任を負わないものとする。
- 3 情報登録者は、交渉の成立又は不成立にかかわらず、その結果を市長に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条 登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、館林市個人情報保護条例（平成13年館林市条例第2号）に定めるところによる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。